

被用者年金の一元化

2015年10月から公務員等も厚生年金に加入

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 2015年10月1日に公務員及び私学教職員も厚生年金に加入する「被用者年金の一元化」が実施される。厚生年金と共済年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消される
- 共済年金の職域部分は廃止され、新たに積立方式の「年金払い退職給付」が創設される。ただし、2015年9月までの加入期間については職域部分の年金として支給される
- 被用者年金の一元化が実施されると、年金財政の安定性が高まるとともに、公的年金の官民格差が是正される

1. 2015年10月1日に被用者年金が一元化

公的年金制度には、①日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入する「国民年金」、②民間会社員が①に上乗せして加入する「厚生年金保険」（以下、厚生年金）、③国家公務員、地方公務員、私立学校教職員が①に上乗せして加入する「共済年金」がある。

このうち、②「厚生年金」と③「共済年金」の一元化（被用者年金の一元化）が実施され、2015年10月1日以降は、公務員等も厚生年金に加入することになる。

公的年金の一元化については、1984年の閣議決定²以来の課題であった。これまで公的年金の一元化に関しては、1986年度に国民年金が全国共通の基礎年金を支給する制度となったほか、1997年度には旧公共企業体（JR、JT、NTT）共済組合が厚生年金に統合され、2002年度には農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。今回の改正で、厚生年金と3共済が一元化され、被用者年金の一元化が完了することになる。

2. 厚生年金と共済年金の負担と給付等の比較

今回の一元化の目的は、今後の少子高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間会社員と公務員等で報酬が同じであれば同じ保険料を負担し、同じ年金給付を受けるという年金制度の公平性を確保することにより、公的年金に対する国民の信頼を高めることである。

現在の各制度の負担と給付等を比較すると（図表1）、まず、保険料率は厚生年金が最も高く17.838%、国家公務員共済組合（以下、国共済）と地方公務員共済組合（以下、地共済）は17.278%、私立学校教職員共済（以下、私学共済）は14.354%である。また、年金扶養比率（受給者1人に対する加入者数の比率）は、厚生年金が2.32であるのに対し、国共済は1.52、地共済は1.43と低い一方で、私学共済

は4.04と高く、制度ごとにばらつきがある。

平均給付月額をみると、厚生年金の15.7万円に対して、共済年金はいずれも20万円強と給付月額が高いが、これは共済年金には厚生年金相当分（2階部分）に加え職域部分（3階部分）があること、共済年金加入者の方が平均賃金が高いこと等が影響している（図表1）。

3. 被用者年金一元化の概要

2015年10月1日に実施される被用者年金一元化の概要は以下の通りである。

（1）2階部分は厚生年金に統一

現在、共済年金に加入している公務員や私立学校教職員も厚生年金に加入し、被用者年金は厚生年金に統一される。

共済年金の職域部分については廃止されるが、2015年9月までの共済年金の加入期間については、職域部分の年金として支給される。

（2）制度的な差異は厚生年金に揃えて解消

厚生年金と共済年金の制度的な差異（図表2）は、基本的に厚生年金に揃えて解消される。

例えば、被保険者の年齢については、国共済、地共済は制限がないが、一元化後は厚生年金と同様に70歳までとなる。また、受給権者の死亡時の未支給年金³の給付範囲、共済年金受給者が働いているときの年金の支給停止の仕組み、障害給付の支給要件も現行の厚生年金と同様になる。

その他、遺族年金の先順位者が失権した場合に次順位者に遺族年金が支給される共済年金特有の転給制度も、厚生年金に合わせて廃止される⁴。

図表 1 各年金制度の比較

	厚生年金保険 (厚生年金)	国家公務員 共済組合 (国共済)	地方公務員 共済組合 (地共済)	私立学校 教職員共済 (私学共済)	
保険料率 (2015年9月)	17.838%	17.278%	17.278%	14.354%	
加入者数 ①	3,527.3 万人	105.5 万人	283.2 万人	50.7 万人	
受給者数 ②	1,523.0 万人	69.4 万人	197.8 万人	12.6 万人	
年金扶養比率 ①/②	2.32	1.52	1.43	4.04	
平均	給付月額	15.7 万円	20.4 万円	21.0 万円	20.5 万円
	標準報酬月額	30.6 万円	39.8 万円	32.8 万円	36.4 万円
	標準報酬額	36.1 万円	51.1 万円	53.5 万円	46.8 万円

(注) 1. 保険料率以外は2014年3月末現在。受給者数は、厚生年金は老齢年金、共済年金は退職年金。給付月額には基礎年金を含む。

2. 標準報酬月額は、報酬月額を1等級(9.8万円)から30等級(62万円)までの30等級に分け、その等級に該当する金額。標準報酬額は、年間の標準報酬月額と標準賞与額(賞与額の1,000円未満を切り捨てた額で1カ月の上限は150万円)の総額を12で割った額(イメージとしては年収の12分の1)。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

なお、60歳から64歳まで支給される「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢は、現在段階的に引き上げられているが、女性は男性より5年遅れで実施されている。共済年金において、「特別支給の老齢厚生年金」に相当する「特別支給の退職共済年金」は、女性も男性と同じスケジュールで支給開始年齢が引き上げられているが、これについては一元化による変更はない。

(3) 保険料率は18.3%に統一

厚生年金保険料率は、毎年0.354%ずつ引き上げられており、2017年9月以降は18.3%になる。共済年金の保険料率についても3階部分も含めた保険料率が18.3%へ引き上げ予定であったが、一元化により1・2階部分の保険料率が厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一される。

ただし、保険料率引き上げのスケジュールは異なり、国家公務員と地方公務員は2018年9月から、私学教職員は2027年4月（負担を軽減しない場合）から18.3%となる（図表3）。

図表 2 厚生年金と共済年金の主な制度的な差異

	厚生年金	共済年金
被保険者の年齢制限	70歳まで	年齢制限なし（私学共済は70歳）
未支給年金の給付範囲	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪など3親等内の親族	遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、または遺族がいないときは相続人
老齢給付の在職支給停止	老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止 ・65歳以降は（賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止 老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・年金の支給停止なし→一元化後は支給停止 	退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止。職域部分は支給停止 ・私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚生年金と同様の方式 退職共済年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・（賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止（職域部分は支給）
障害給付の支給要件	保険料納付要件あり （初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上必要）	保険料納付要件なし
遺族年金の転給	先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない	先順位者が失権した場合、次順位者に支給される

（経過措置）

女性の支給開始年齢	60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げは、男性の5年遅れのスケジュール	60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引き上げは、男性と同じスケジュール
-----------	---	--

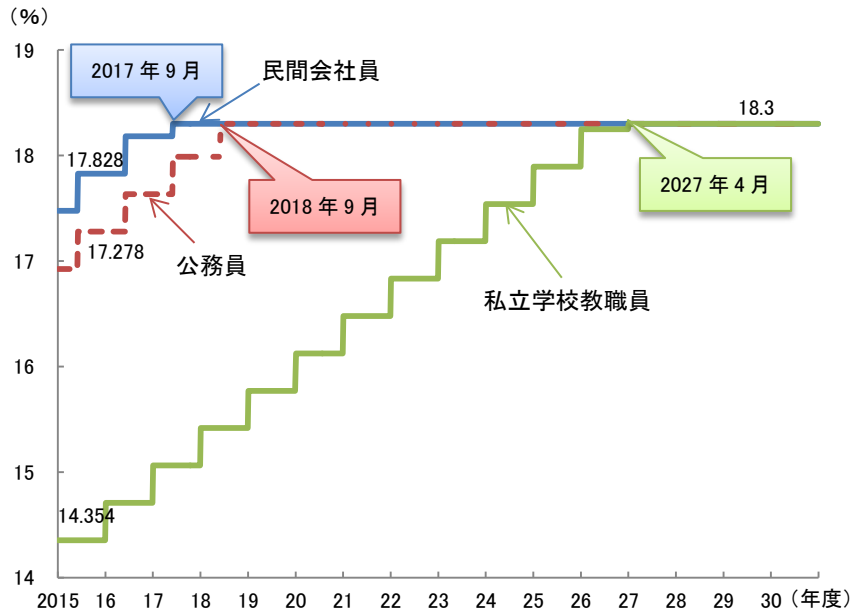
（注）一元化後は 枠内になる。

（資料）厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

(4) 退職等年金給付の創設

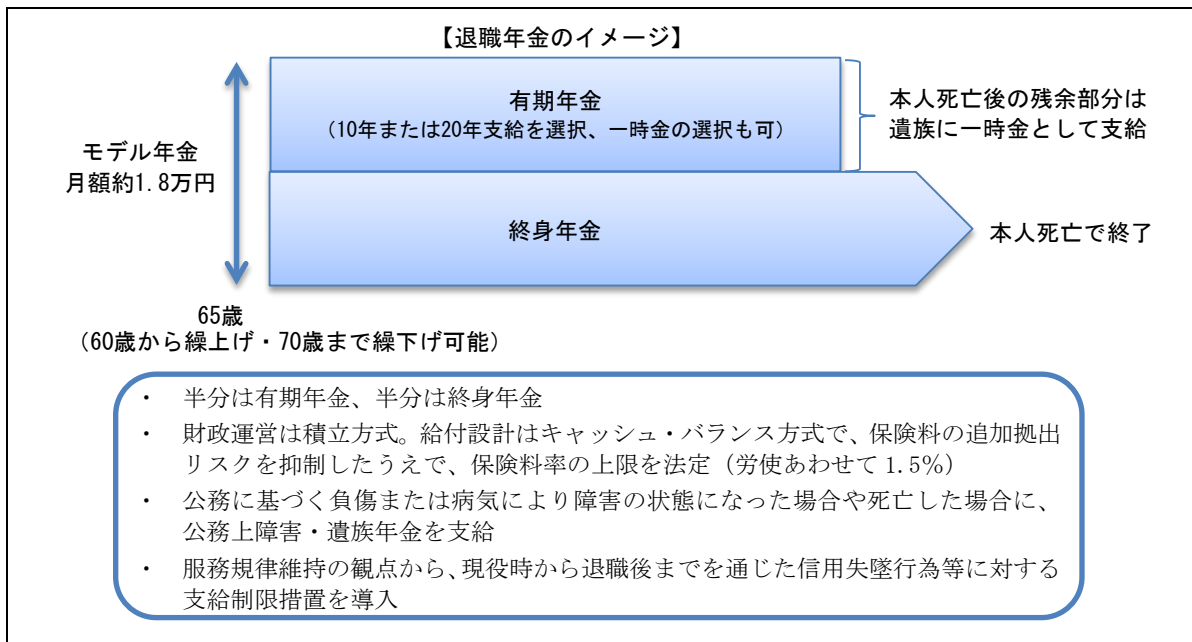
共済年金の職域部分が廃止されることに伴い、新たに「退職等年金給付」（以下、年金払い退職給付）が創設される（図表4）。

図表3 保険料率の引き上げスケジュール



(注) 1. 公務員と私立学校教職員の保険料は、2015年9月までは1～3階部分、2015年10月以降は1～2階部分のみとなる。
 2. 私立学校教職員は独自財源を活用して保険料を軽減することができ、最大限度まで軽減した場合は18.3%になるのは2029年9月である。
 (資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

図表4 年金払い退職給付の概要



(注) 1. キャッシュ・バランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組み。
 2. モデル年金は、標準報酬月額36万円、40年加入等の一定の前提で試算したもの。
 (資料) 財政制度等審議会 国家公務員共済組合分科会 (2012年10月26日) 資料等より、みずほ総合研究所作成

年金払い退職給付は、①2015年10月に引き続き期間または2015年10月以後に1年以上の引き続き加入期間があること、②65歳以上であること（60歳からの繰上げ受給、70歳までの繰下げ受給が可能）、③退職していること、が支給要件となる。

支給形態は、半分は有期年金、半分は終身年金であり、有期年金は10年または20年支給の選択だが、一時金の選択も可能である。受給者本人が死亡すると、終身年金部分は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給される。

また、退職年金のほか、公務に基づく負傷や病気により障害の状態になった場合や死亡した場合には、公務上障害・遺族年金が支給される。

(5) その他

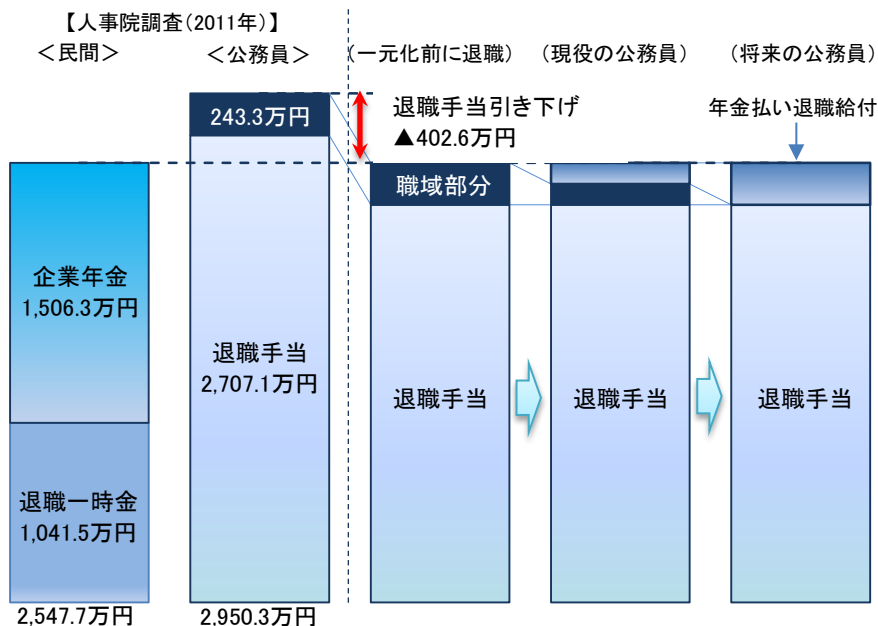
その他、被用者年金の一元化に関して、①厚生年金事業の実施に当たり公務員や私学教職員に関しては共済組合や私学事業団⁵を活用すること、②共済年金の積立金のうち基礎年金部分と厚生年金相当分の給付に必要な額を共通財源として仕分けること、③一元化された厚生年金全体の給付と負担の状況を国の会計（厚生年金勘定）にとりまとめて計上し開示すること、等の改正が実施される⁶。

4. 被用者年金一元化の評価と課題

1980年代からの課題であった被用者年金の一元化が漸く実現することとなった。この一元化により、年金財政の範囲が拡大され制度の安定性が高まることや、民間会社員と公務員等との間で負担と給付に関する公平性が確保できることに関して前向きに評価したい。

しかし、公務員の職域部分の廃止に代わって、年金払い退職給付が実施されることから、「官民格差が残る」との指摘もある。この点については、民間会社員の退職給付額に合わせて公務員の退職手当が約400万円引き下げていることから（図表5）、「官民の退職給付の差」は概ね解消されていると

図表 5 官民の退職給付の差と公務員の退職給付改革



(注) 現役の公務員は移行期間中に退職する者。将来の公務員は2060年頃に退職する者。

(資料) 総務省資料より、みずほ総合研究所作成

いって問題ないだろう。

公務員の退職手当の引き下げは、2011年の人事院調査⁷に基づいて、民間企業の退職給付（退職一時金・企業年金）2,547.7万円と、公務員の退職給付（退職手当・職域部分）2,950.3万円の差である402.6万円が引き下げられたものである（図表5）。これによりた、引き下げ後は年金払い退職給付を含む公務員の退職給付は民間企業と同水準となる⁸。

ただし、厚生労働省「就労条件総合調査」の2013年調査によると、常用労働者30人以上の民間企業のうち、退職給付を実施している企業の割合は75.5%であり、実施していない企業も少なくない。また、前回2008年調査（83.9%）と比較して低下しているが、これは、企業年金を廃止した企業が多かったことによるものである。2014年には、厚生年金基金制度の見直しを実施されたことから、今後、厚生年金基金の実施企業の大幅な減少が見込まれるが、他の企業年金制度への円滑な移行促進を進めるとともに、企業が導入・継続しやすい企業年金制度を整備するなど、企業の退職給付の実施割合の低下傾向に歯止めをかけることが必要である。

公的年金の一元化に関しては、これまでに「国民年金も含めた一元化」も検討されている。「国民年金も含めた一元化」とは、国民年金のみに加入する自営業者や厚生年金の適用対象外の会社員等も含めて厚生年金のような所得比例年金を適用し、所得に一定率を乗じた保険料を賦課して、年金額も所得比例とする案である。ただし、実施するには、保険料が大幅に増加する加入者が多いとみられること⁹、現時点では自営業者等の完全な所得捕捉が困難であること、保険料の未納率が高いことなど課題が多く、実現は容易ではない。厚生労働省によると、民間企業に勤務しながら厚生年金に加入していない雇用者は約1,500万人いる¹⁰。このうち約25万人については、法改正により2016年10月1日から厚生年金が適用される見通しであるが、更なる適用拡大を進めることにより国民年金のみの加入者を減少させていくことで、実態として「国民年金も含めた一元化」に近づけることが可能である。今後、厚生年金の更なる適用拡大の検討が進むことを期待したい。

¹ 国家公務員は国家公務員共済組合、地方公務員は地方公務員共済組合、私立学校教職員は私立学校教職員共済にそれぞれ加入する。

² 1984年2月に閣議決定された「公的年金制度の改革について」では、公的年金制度全体の長期的安定と整合性のある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、①国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金給付を行う制度とする（1986年度から実施）、②1986年度以降は、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進め、これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、1995年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる、とされていた。

³ 未支給年金とは、受給権者が死亡したときにまだ受け取っていない年金。年金は死亡月分まで受給する権利があるが、年金の支給は偶数月に前月分と前々月分が振り込まれるため、未支給年金が生じる。

⁴ 例えば、共済年金では、遺族年金の先順位者である妻が死亡して失権すると、次順位者の父母等に遺族年金が支給されるが、一元化後は、妻が失権後にはその遺族年金は支給されない。

⁵ 日本私立学校振興・共済事業団。私立学校教職員の共済制度の運営等を行う。

⁶ 被用者年金一元化に関連して、公務員の恩給期間に係る追加費用の削減のため、2013年8月1日から恩給期間に係る給付について27%の引き下げが実施されている（一定の配慮措置あり）。

⁷ 企業規模50人以上の民間企業約35,700社から層化無作為抽出法により抽出した6,314社に対する調査。回答は3,614社。2010年度中に退職した勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員の退職給付の支給額。

⁸ ただし、人事院調査は企業規模50人以上の企業であるため、平均的に退職給付水準が低い50人未満の企業も含めれば官民格差が生じているとみられる。

⁹ 2015年度の国民年金保険料は月額15,590円だが、厚生年金保険料率（2015年9月現在17.838%）並みの保険料を賦課する場合には、年収約105万円以上で保険料負担増となる。

¹⁰ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－オプション試算結果－」（2014年6月3日）によると、厚生年金に加入していない雇用者は、厚生年金適用事業所以外のフルタイムの雇用者が600万人、適用事業所も含めたフルタイム以外の雇用者が900万人と推計されている。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。
